

# 令和8年度整備管理者選任前研修の実施についての注意事項

## 【本研修について】

- ・本研修は、整備管理者の資格を定めた道路運送車両法施行規則第31条の4第1号にある「整備管理者【選任前】研修」となります。既に整備管理者となっている方が受講する「整備管理者【選任後】研修」ではありません。

## 【申し込みについて】

- ・事前申し込みによる実施とさせていただきます。四国運輸局ホームページ内の申し込み欄にある「研修予約システム」に必要事項を入力の上、**申し込み締切日までに必ずお申し込みください。**

研修予約システム：<https://seminar-reservation.jp/seminar>



- ・申し込み期間内であっても規定の受講申込者数に達した場合は受講申し込みできないことがあります。
- ・申し込み後、受講できなくなった場合は、事前に愛媛運輸支局 検査整備保安部門（電話：089-956-1561）へ連絡をお願いします。

## 【研修実施日時】

実施日	受付時間	研修時間	受講定員数
令和8年 6月19日(金) 令和8年 9月 8日(火) 令和8年12月 9日(水)	9:00～9:30	9:30 開始	各 40名
令和8年 6月19日(金) 令和8年 9月 8日(火) 令和8年12月 9日(水)	13:00～13:30	13:30 開始	各 40名

## 【当日持参していただく物】

- ・本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）  
（受付時に氏名及び生年月日を確認します。）
- ・筆記用具

## 【研修受講対象者】

- ・整備管理者として選任予定の者  
※自動車整備士有資格者（特殊自動車整備士は除く。）を整備管理者として選任する場合、整備管理者選任前研修受講の必要はありません。